

大分県報

平成二十九年
第二九二三号
十月十日

（火曜日）

目次

告示

- 一 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定
- 二 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止
- 三 指定介護老人福祉施設の指定の辞退
- 三 青少年に有害な興行の指定
- 三 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定解除
- 四 大規模小売店舗に係る公示
- 五 解除予定保安林
- 五 平成二十九年職業訓練指導員試験の実施

○告示

大分県告示第五百八十二号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文、第四十六条第一項及び第五十三条第一項本文の規定により、次の事業者を指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者に指定した。

平成二十九年十月十日
大分県知事 広瀬 貞

事業者の名 称又は氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名 称	事業所の所 在地	サービスの種類	指定年月日
----------------	----------------	------------	-------------	---------	-------

社会福祉法 人一燈園	別府市大字南 立石三四七番 地の七	一燈園福祉 用具貸与事 業所	別府市石垣 東三丁目七 二六番地	福祉用具貸与・ 介護予防福祉用 具貸与	平二九・五・一
---------------	-------------------------	----------------------	------------------------	---------------------------	---------

株式会社美 雄	別府市石垣西 二丁目三番五 一号	通所介護デ イサービス ミスト	別府市鶴見 六組一	通所介護	"
------------	------------------------	-----------------------	--------------	------	---

株式会社メ ディカルグ ループ和	佐伯市宇目大 字重岡六二三 番地九	訪問看護ス テーション 和	佐伯市蒲江 大字竹野浦 河内九〇 九一	訪問看護・介護 予防訪問看護	"
------------------------	-------------------------	---------------------	------------------------------	-------------------	---

医療法人六 和会	日田市大山町 東大山字頭 石一四番四	老人保健施 設六和会セ ンテナリア ン	日田市大山 町東大山字 地頭石一四 番四	訪問リハビリ テーション・介 護予防訪問リハ ビリテーション	平二九・六・一
-------------	--------------------------	------------------------------	-------------------------------	---	---------

医療法人利 光会	日田市大字竹 田三九五番地 の一	五反田病院 訪問リハピ リテーション ン	日田市大字 竹田三九五 番地の一	"	"
-------------	------------------------	-------------------------------	------------------------	---	---

合同会社 ゆーあい	別府市北浜三 丁目一番一七 号辻よしビル 二〇四号	介護保険セ ンターゆー あい	別府市北浜 三丁目一番 一七号辻よ しビル二〇 四号	居宅介護支援	"
--------------	------------------------------------	----------------------	--	--------	---

株式会社み んなの家	由布市湯布院 町川北一一一 二番地三七	居宅介護支 援事業みん なの家	由布市湯布 院町川北一 一一二番地 三	"	"
---------------	---------------------------	-----------------------	------------------------------	---	---

株式会社 N・ファイ ールド	大阪府大阪市 北区堂島浜一 丁目四番四号 アクア堂島東 館	訪問看護ス テーション デューン佐 伯	佐伯市中の 島一丁目九 番二二号メ モリアル中 の島一〇一 号室	訪問看護・介護 予防訪問看護	"
----------------------	---	------------------------------	---	-------------------	---

平成二十九年十月十日

大分県報（告示）

有限会社 恵の会	大分市下判田二〇五番地八	デイサービスセンター まほろば	別府市上人ヶ浜七番地八号	通所介護	"
----------	--------------	-----------------	--------------	------	---

末宗康宏	別府市上田の湯町一三番三号	末宗内科医院	別府市上田の湯町一三番三号	居宅療養管理指導	平二九・六・二二
------	---------------	--------	---------------	----------	----------

医療法人ほとけの里	国東市国見町大熊毛字花開一八二番地	訪問リハビリテーションセンター はるかぜ	国東市国見町大熊毛字花開一八二番地	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	平二九・七・一
-----------	-------------------	----------------------	-------------------	-----------------------------	---------

医療法人恵愛会(社団)	別府市秋葉町八番二四号	中村病院訪問看護ステーション	別府市秋葉町八番二四号	訪問看護・介護予防訪問看護	"
-------------	-------------	----------------	-------------	---------------	---

合同会社 ゆーあい	別府市北浜三丁目一番一七号 辻よしビル二〇四	ヘルパーステーション ゆめ	別府市北浜三丁目一番一七号 辻よしビル二〇四	訪問介護	"
-----------	------------------------	---------------	------------------------	------	---

株式会社 グリーンヴィレッジ	中津市犬丸七二七番地一	ケアプランセンター グリーンヴィレッジ	中津市犬丸七二七番地一	居宅介護支援	"
----------------	-------------	---------------------	-------------	--------	---

社会医療法人 敬和会	大分市西鶴崎三丁目七番一	ケアプランセンター さくら	佐伯市東町二七番一	"	平二九・七・一〇
------------	--------------	---------------	-----------	---	----------

医療法人 鶴玲会	国東市国東町田深六六五番四	老人保健施設 メディケア 亀寿苑	国東市国東町田深六六五番一	訪問リハビリテーション	平二九・八・一
----------	---------------	------------------	---------------	-------------	---------

一般社団法人 青山医療福祉協会	別府市青山町二番四号	別府湾リゾート デイサービス	別府市大字浜脇二九一	通所介護	"
-----------------	------------	----------------	------------	------	---

株式会社 みらい	大分市久原中央一丁目四一三三	デイサービス みらい	別府市浜脇一丁目二一五	"	平二九・八・二二
----------	----------------	------------	-------------	---	----------

大分県告示第五百八十三号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項、第八十二条第二項及び百十五条の五第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があった。
 平成二十九年十月十日

大分県知事 広瀬 勝貞

事業者の名称又は氏名	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
生活協同組合 コープおいた	大分市青崎一丁目九番三五号	コープおいた デイサービスセンター にじいろ	白杵市白杵八一番地の四八	介護予防通所介護	平二八・八・三一
"	"	コープおいた デイサービスセンター にじいろ二号館	白杵市白杵四七番地	"	"
株式会社 レスパイト・ケアセンター	別府市南町六番四号	デイサービスセンター さずな	別府市浜町一七番一五号	"	平二九・三・一七
宇佐市	宇佐市大字上田一〇三〇一	宇佐市立特別養護老人ホーム 妙見荘	宇佐市院内町御沓四八八番地の一	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平二九・三・三〇
国東市	国東市国東町鶴川一四九番地	国東市立特別養護老人ホーム 姫見苑	国東市国見町伊美三八五五番地	"	平二九・三・三一
株式会社 一	中津市二番地一	デイサービス はじめ	中津市大字宮夫二四五番地一	介護予防通所介護	平二九・四・三〇
社会福祉法人 真わ会	由布市湯布院町川北一三五四番地一三	白心荘 デイサービスセンター	由布市湯布院町川北一三三八番地	"	平二九・五・三一

医療法人平成会	速見郡日出町一八二七番地	訪問入浴介護サービス・サンライズ・ビュー	速見郡日出町一八二七番地一	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	平二九・六・三〇
---------	--------------	----------------------	---------------	-------------------	----------

社会福祉法人一燈園	別府市大字南立石三四七番地の七	訪問入浴サービスセンター一燈園	別府市大字南立石三七一番地	訪問入浴介護	平二九・七・三二
-----------	-----------------	-----------------	---------------	--------	----------

株式会社ローケン	竹田市大字飛田川一五七七番地一	デイサービスセンター野の花	竹田市大字飛田川一五七七番地一	介護予防通所介護	"
----------	-----------------	---------------	-----------------	----------	---

"	"	野の花ヘルパーステーション	"	介護予防訪問介護	"
---	---	---------------	---	----------	---

社会福祉法人陽谷福祉会	速見郡日出町大字藤原五七〇八一三	デイサービス陽谷苑	速見郡日出町大字藤原五七〇八一三六	介護予防通所介護	平二九・八・三二
-------------	------------------	-----------	-------------------	----------	----------

大分県告示第五百八十四号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十一条の規定により、次の指定介護老人福祉施設から指定を辞退する旨の届出があった。
 平成二十九年十月十日
 大分県知事 広瀬勝貞

開設者の名称又は氏名	主たる事務所の所在地	施設の名称	施設の所在地	サービスの種類	辞退年月日
国東市	国東市国東町鶴川一四九番地	国東市立特別養護老人ホーム姫見苑	国東市国見町伊美三八五五番地	介護老人福祉施設	平二九・三・三二

大分県告示第五百八十五号
 次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全

な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。
 平成二十九年十月十日
 大分県知事 広瀬勝貞

指定年月日	種類	題名	制作社名又は配給社名	指定理由
平二九・九・二五	映画	ワイセツ事件 母の絶頂 息子の目前で	新東宝映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。

"	"	さまようアゲハ 蜜壺トロトロ	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
---	---	----------------	--------	------------------------------------

"	"	若妻乱熟 スワップでいきまくり	新東宝映画
---	---	-----------------	-------

"	"	陶酔妻 白濁に濡れる柔肌	オーピー映画
---	---	--------------	--------

"	"	絶倫エロ作家 濡れ悶える愛人たち	新東宝映画
---	---	------------------	-------

"	"	OL破れたエロ下着	新東宝映画
---	---	-----------	-------

"	"	淫欲開花！ 魅惑のラブハウス	オーピー映画
---	---	----------------	--------

"	"	人妻・未亡人 不倫汗まみれ	新東宝映画
---	---	---------------	-------

大分県告示第五百八十六号
 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、次の区域について、特定有害物質により汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定の全部を解除する。
 平成二十九年十月十日
 大分県知事 広瀬勝貞

平成二十九年十月十日

大分県報（告示）

国東市安岐町下原七百十番二十の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

三 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

大分県告示第五百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十九年十月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス挾間北方店

由布市挾間町北方字下角九十六番一 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（一）大規模小売店舗を設置する者

株式会社コスモス薬品

代表取締役 宇 野 正 晃

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

（二）大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品

代表取締役 宇 野 正 晃

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十年五月二十六日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千五百二十一平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

（一）駐車場の位置及び収容台数

建物南側及び西側 六十四台

（二）駐輪場の位置及び収容台数

建物西側 二十台

（三）荷さばき施設の位置及び面積

建物東側 六十五平方メートル

（四）廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内南側 十一・四七立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

（一）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十時

（二）来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

（三）駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二箇所 建物敷地南側

（四）荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

二 届出年月日

平成二十九年九月二十五日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

2 縦覧期間

平成二十九年十月十日から平成三十年二月十三日まで

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年二月十三日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県中部振興局に提出しなければならない。なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

平成二十九年十月十日

大分県知事 広瀬 貞

一 解除予定保安林の所在場所

玖珠郡玖珠町大字山下字田能原一三〇番三、一一三〇番六、一一三〇番八から一一三〇番二〇まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

○公 告

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第一項の規定により、次のとおり平成二十九年十月十日

平成二十九年十月十日

大分県知事 広瀬 貞

一 試験区分

1 実技試験及び学科試験を行う免許職種

竹工芸科

2 学科試験のみを行う免許職種

(一) 学科試験のうち、関連学科（系基礎学科及び専攻学科）及び指導方法について試験を行う免許職種

和裁科

(二) 学科試験のうち、指導方法のみについて試験を行う免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一に掲げる免許職種（前記1及び2の(一)の免許職種を除く。）

二 試験の科目

免許職種	実技試験の科目	学科試験の科目	
		関連学科	指導方法
竹工芸科	竹工芸製品製作	系基礎学科 1 デザイン 2 安全衛生	1 材料 2 工作法
和裁科		1 裁縫知識 2 縫製法 3 安全衛生	1 和裁法 2 被服学
その他の免許職種			1 職業訓練原理 2 教科指導法 3 訓練生の心理 4 生活指導 5 職業訓練関係法規
<p>三 受験資格 試験を受けることができる者は、職業能力開発促進法第三十条第三項各号に掲げる者とする。</p> <p>四 試験の免除 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けることができる者及びその免除の範囲は、次のとおりとする。</p>			
免除を受けることができる者	免除の範囲		
免許職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科		
免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部		
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）		
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部		
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法		

平成二十九年十月十日

大分県報（告示・公告）

<p>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）</p>	<p>職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者</p> <p>職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の免除の範囲の欄に掲げる試験</p>
<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）</p>	
<p>短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（職業能力開発促進法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）</p>	<p>学科試験のうち指導方法</p>	
<p>免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（職業能力開発促進法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	
<p>免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（職業能力開発促進法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）</p>	<p>実技試験の全部</p>	
<p>免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	
<p>免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	
<p>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	

職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者

職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の免除の範囲の欄に掲げる試験

- 五 試験の日時
 - 学科試験 平成二十九年十二月十三日（水）午前十時から
 - 実技試験 平成二十九年十二月十四日（木）午前十時から
- 六 試験の場所
 - 大分市大字下宗方千三十五番地の一
 - 大分職業訓練センター及び大分高等技術専門校
- 七 受験申請手続
 - 1 受付期間及び受付時間
 - (一) 受付期間
 - 平成二十九年十月十六日（月）から同年十一月二日（木）まで
 - なお、郵送により申請書を提出する場合は、平成二十九年十一月二日（木）の消印のあるものまで受け付ける。
 - (二) 受付時間
 - 午前九時から午後五時まで
 - 2 受験申請書類
 - 受験申請書、身分証明書、写真二枚（申請前六箇月以内に正面脱帽で撮影したものを受験申請書及び受験票に貼り付けること。）、受験資格を有する者であることを証する書面及び実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする者については、「四 試験の免除」の表の上欄に掲げる者に該当することを証する書面
 - 3 書類の提出先
 - 大分市大手町三丁目一番一号（郵便番号八七〇―八五〇一）
 - 大分県商工労働部雇用労働政策課
 - 4 受験手数料
 - 次に掲げる額の手料を大分県収入証紙で納付すること。
 - 実技試験 一万五千八百円
 - 学科試験 三千百円
- 八 受験票の送付
 - 受験申請書の受付後、大分県商工労働部雇用労働政策課において審査の上、受験票を交

付する。

九 合否判定の基準

- 1 実技試験並びに学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて、満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。
 - 2 実技試験について満点の六割以上の得点がある場合（前記1に該当する場合を除く。）は、実技試験に限り合格とする。
 - 3 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合（前記1に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。
 - 4 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合（前記1に該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。
- 十 合格者の発表
- 平成二十九年十二月二十七日（水）に大分県庁舎本館一階の県民ホールに掲示するとともに、大分県のホームページに登載し、本人宛て書面で通知する。
- 十一 欠格者
- 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
- 1 成年被後見人又は被保佐人
 - 2 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 3 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者
- 十二 その他
- 1 詳細については、大分県商工労働部雇用労働政策課（電話〇九七―五〇六―三三三三）に問い合わせること。
 - 2 受験申請後、住所、勤務先等に変更があった場合は、直ちに大分県商工労働部雇用労働政策課に連絡すること。